

青森県章使用要領

第1条 この要領は、昭和36年1月1日付け青森県告示第6号「青森県の県章及び県旗」に定める県章が、正しく使用され、そのイメージが歪められることのないようにするため、県章を使用する場合の基準、手続等を定めるものである。

第2条 青森県以外の者が県章を使用する場合は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、青森県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育用途（学習教材、辞典など教育関係書籍及び試験問題等）での使用の場合は、あらかじめ使用届出書（様式第2号）を提出するものとする。

2 知事は、使用の承認に当たって、必要な条件を付すことができる。

第3条 知事は、次の各号の一に該当するときは、県章の使用を承認しない。

ア 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合

イ 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合

ウ 自己または自己の商品等のシンボルマーク、商標または意匠として使用する場合

エ 自己または自己の商品等のシンボルマーク、商標または意匠と誤認されるおそれのある場合

オ 自己の営利目的で利用されるおそれのある場合（ただし、県全体の利益に資するものや、県の情報発信に繋がるものは除く。）

カ 青森県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合

キ 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合

ク 法令や公序良俗に反するおそれのある場合

ケ その他承認することが不相当と認められる場合

第4条 知事は、県章の使用を承認した後であっても、次の各号に該当する場合は、承認を取り消し、既に配布を行った物件の回収等、必要な措置を求めることができる。なお、回収等にかかる経費は使用者の負担とする。

ア 使用承認申請の内容に虚偽のある場合

イ 使用承認条件に違反して使用した場合

ウ その他県が必要と認める場合

第5条 県は、当該承認案件にかかる損失の補償等一切の責任を負わない。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

この要領は、平成26年3月24日から施行する。

この要領は、令和3年9月17日から施行する。